

『キャンペーン推進事業』実施要項

1. 事業の目的

新型コロナウイルスの収束が見通せない状況の下で、今後さらに経営環境の悪化が危惧される飲食店を含めた小売業者等に対する切れ目のない支援を実施し、地域経済の活性化を目指す。

2. クーポン券の内容

- (1) 発行元団体 鹿島商工会議所
- (2) 割引価格 200円/枚
- (3) 発行総枚数 20万枚

3. クーポン券配布期間

令和2年11月21日（土）から令和3年1月31日（日）までで、なくなり次第終了する

4. クーポン券有効期間

令和2年11月21日（土）から令和3年2月14日（日）まで

5. クーポン券の配布について

- (1) ・飲食店加盟店舗で、テイクアウト・デリバリーを利用されたお客様に、お支払い500円ごとにクーポン券1枚を配布する。
(例：1, 100円のお支払いは2枚、2, 300円のお支払いは4枚を発行)
 - ・青果店・精肉店・鮮魚店加盟店舗で、生鮮食品およびそのものによる加工品を購入されたお客様に、お支払い500円ごとにクーポン券1枚を配布する。
 - ・酒店加盟店舗で酒類を購入されたお客様に、お支払いごとにクーポン券1枚を配布する。
- (2) 配布時は裏面の<配布店記名欄>に、店名（ゴム印可）を記入する。
注：クーポンで支払われた時は、新しいクーポンは配布しない。

6. クーポン券の使用について

- (1) ・飲食店でテイクアウト・デリバリー・店内飲食をされた時にクーポン券を使用できる。
 - ・青果店・精肉店・鮮魚店・酒店で購入された時にクーポン券を使用できる。
- (2) 一度のお会計で何枚でも使用できる。
- (3) 受取時は裏面の<使用店記名欄>に、店名（ゴム印可）を記入する。

7. 使用上の注意事項

- (1) 有効期間を過ぎると無効とし、クーポン券の受け取りは拒否すること。
- (2) 釣銭は出さない。

- (3) クーポン券の交換・譲渡・売買を行ってはいけない。
- (4) クーポン券の盗難・紛失・滅失に対して、発行元団体（鹿島商工会議所）では責任を負わない。

8. 加盟店の登録

- (1) 資格要件
 - ・鹿島市内で常設の飲食店（仮設食品営業許可を除く飲食店営業許可必須）
 - ※市外資本のフランチャイズ・チェーン店は除く。
 - ・青果店・精肉店・鮮魚店・酒店の専門小売店（青果店以外は営業許可必須）
 - ※自前の常設店舗で市内資本に限る。
- (2) 登録期間 令和3年1月29日（金）まで。
- (3) 登録方法 加盟店登録申込書・誓約書・銀行口座振込依頼書・各営業許可書（写）を添えて、鹿島商工会議所に提出する。
- (4) 登録料 会員：無料
非会員：2,200円（消費税込）
- (5) 広報について 加盟店はお客様に分かるように、店頭などにポスターを掲示する。

9. 加盟店の条件

- (1) 加盟店は、次の行為を行ってはならない。
 - ・架空の店舗ではなく実在していること。
 - ・クーポン券が偽造であったり、実施要項に反するような使用が明らかな券の受け取りは拒否すること。
 - ・クーポン券をお客様に配布せず、自店舗で使用されたかのように換金する行為等は一切行わない。
 - ・その他、発行元団体が本事業の趣旨に反すると認める行為をしてはならない。

10. クーポン券の換金

- (1) 換金日時 令和2年12月3日（木）～令和3年2月25日（木）の毎週月・木曜日
10:00～15:00
※期間を過ぎてからの換金は受け付けない。
※祝日は除く。
- (2) 換金場所 鹿島商工会館2階 第一会議室
- (3) 換金方法 受け取ったクーポン券は、裏面の＜使用店記名欄＞に店名を記入し、「換金申請書」を添えて窓口に提出する。
換金枚数等を確認後、指定口座へ振り込む。
- (4) 換金手数料 無料
- (5) 留意点 事前に指定口座の登録が必要。
※換金受付日から翌営業日には振り込む予定。

1 1. その他

- (1) クーポン券の追加発行については、鹿島商工会議所の窓口（平日および土日祝日（1月1日は除く）9：00～17：00）で発行する（上限枚数200枚／回）。その際、発行日のテイクアウト・デリバリーによる売上が明確に記載されている帳簿または売上傳票等の提示と、「クーポン券追加発行交付申請書」の提出が必要。年末年始は予約注文票等でも可とする。ただしクーポン券がなくなり次第発行は終了する。
- (2) 未発行分のクーポン券は、有効期間終了後に回収する。
- (3) ホームページに関する問合せ先：(株)シティーコム（Tel：68—0080）
- (4) 食中毒には十分に留意されたい。